

さくら市農産物売上向上対策総合支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市の農業の振興及び農産物の売上の向上を図るため、市内で農業を営み若しくは営もうとする者に対し、さくら市補助金等交付規則（平成17年さくら市規則第57号。以下「規則」という。）、さくら市補助金等の交付に関する規程（平成17年さくら市訓令第40号）及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内でさくら市農産物売上向上対策総合支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 経営耕地面積が30アール以上の規模で、かつ、前1年間における農業生産物の総販売額が50万円以上である者をいう。
- (2) 新規就農者 新たに農地を取得又は借り受けて就農する者であって当該就農した年度から起算して5箇年度を経過しない65歳未満の者をいう。
- (3) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者をいう。
- (4) 認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。
- (5) 新規作物導入者 新たに振興作物の栽培を始める者をいう。
- (6) 規模拡大を図る者 既に作付けしている振興作物の作付面積を拡大しようとする者をいう。
- (7) 省エネ・再エネに取り組む者 既存のビニールハウスにおいてヒートポンプの使用等による省エネルギー対策や太陽光、風力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーを使用したボイラー等を導入しようとする者をいう。
- (8) 農業者で組織された団体 3親等以内の親族ではない振興作物又は作付転換奨励作物の生産者2人以上で構成された団体をいう。
- (9) 振興作物 いちご、春菊、ニラ、なす、たまねぎ、ねぎ、トマト、オクラ、アスパラガス、うど、花き、さつまいも、えだまめ、じゃがいも、にんじんその他市長が認める作物をいう。
- (10) 作付転換奨励作物 麦、大豆、そば、飼料用作物（飼料用米及び飼料用稲を除く。）その他市長が認める作物をいう。

- (11) さくら市農業者の所得向上対策推進協議会が指定する作物 ねぎ、さつまいもその他市長が認める作物をいう。
- (12) 種子・種苗 店舗、農業協同組合その他の販売店から購入する振興作物及び作付転換奨励作物の種子又は種苗をいう。
- (13) 農業用機械等 店舗、農業協同組合その他の販売店から購入する播種機、移植機、収穫機その他農業の用途に供する機械又は農作物の栽培に係る管理システム等の設備（運搬用自動車、パソコン、倉庫その他容易に農業の用途以外に供することが可能である機械又は冷暖房機等の設備を除く。）であって当該機械又は設備の購入金額（ただし、当該購入時に機械又は設備の下取り等があった場合は、当該下取り等の金額を控除した金額）が20万円以上のものをいう。
- (14) スマート農業用機械等 農林水産省によるスマート農業技術カタログに掲載されている機械又は設備であって当該機械又は設備の購入金額が20万円以上のものをいう。ただし、スマート農業技術カタログに掲載されていない場合であっても当該機械又は設備と同等の機能を有すると認められる場合は、この限りでない。
- (15) 学校給食用作物生産農業者 学校給食に提供するじゃがいも、たまねぎ及びにんじん（別表において「給食用作物」という。）の作付面積の合計が3アール以上の規模である者をいう。
- (16) 農産物販売農家 販売を目的として農産物を生産し、かつ、前1年間における農業生産物の総販売額が10万円以上である者をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、別表に掲げるものとする。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に掲げるものとする。ただし、農業用機械等導入支援事業及びスマート農業推進支援事業は、同一年度内にどちらか一方しか申請することができない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表に掲げるものとする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事業の実施期間)

第7条 補助対象事業の実施期間は、令和7年度から令和9年度までとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、農産物売上向上対策総合支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 作付計画書

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業のうちさつまいも作付拡大推進事業に係る補助金の交付申請者は、農産物売上向上対策事業費補助金交付申請書（様式第1号の2）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 作付面積報告及び補助金計算書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、規則第5条第1項の規定により当該申請に係る補助金の交付を決定したときは、農産物売上向上対策総合支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）及び農産物売上向上対策総合支援事業費補助金交付決定指令書（様式第3号）により、当該交付の決定を受けた交付申請者（以下「交付決定者」という。）に通知するものとする。

(変更の承認)

第10条 交付決定者は、規則第6条第1項第1号及び第2号の市長の承認を受けようとする場合は、農産物売上向上対策総合支援事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第4号）に必要書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に係る変更を承認したときは、農産物売上向上対策総合支援事業変更承認通知書（様式第5号）及び農産物売上向上対策総合支援事業変更決定指令書（様式第6号）により、中止又は廃止を承認したときは農産物売上向上対策総合支援事業（中止・廃止）承認通知書（様式第7号）により、当該承認を受けた交付決定者に通知するものとする。

3 規則第6条第1項第1号の市長の定める軽微な変更は、補助対象経費の3割以内の減額とする。
この場合において、第1項の規定は適用しないものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、農産物売上向上対策総合支援事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長にその実績を報告しなければならない。

（1） 事業実績書

（2） 収支決算書

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業のうちさつまいも作付拡大推進事業については、第8条第2項の規定による申請をもって実績報告に代えるものとする。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、規則第16条の規定により当該報告の内容の審査を行い、補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは速やかに交付すべき補助金の額を確定し、農産物売上向上対策総合支援事業費補助金の額の確定通知書（様式第9号）及び農産物売上向上対策総合支援事業費補助金の額の確定指令書（様式第10号）により、当該報告をした者に通知するものとする。

（交付の請求）

第13条 交付決定者が補助金の交付を受けようとするときは、農産物売上向上対策総合支援事業費補助金交付請求書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて市長に請求しなければならない。

（1） 農産物売上向上対策総合支援事業費補助金交付決定通知書の写し

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（決定の取消し）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する補助対象者の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) この告示の規定に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な行為により交付の決定を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、農作物売上向上対策総合支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により当該取り消された交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（実施状況報告等）

第16条 交付決定者は、当該補助対象事業の実施状況について、当該交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度から3年の間、農作物売上向上対策総合支援事業実施状況報告書（様式第13号）により当該年度の翌年度の4月15日までに市長に報告しなければならない。

2 市長は、交付決定者が取り組む事業の内容、実施状況、成果等について市のホームページ等により公表することができる。

（財産処分の制限）

第17条 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分するため規則第24条第1項の承認を受けようとする交付決定者は、財産処分承認申請書（様式第14号）により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を承認した場合は、財産処分承認通知書（様式第15号）により、当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

3 規則第24条第1項ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）第1条第1項に規定する耐用年数とする。

4 第2項の規定により市長の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

- 5 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該補助対象事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理し、及びその効率的な運用を図らなければならない。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

前 文 (抄) (令和5年11月17日告示第152号)

令和6年4月1日から適用する。

前 文 (抄) (令和7年2月5日告示第43号)

令和7年2月5日から適用する。

前 文 (抄) (令和7年3月18日告示第122号)

令和7年4月1日から適用する。

前 文 (抄) (令和8年3月25日告示第49号)

令和8年4月1日から適用する。

別表 (第3条―第6条関係)

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助金額
振興作物推進支援事業	1 新規就農者、認定 新規就農者、新規作物導入者、規模拡大を図る者又は省エネ・再エネに取り組む者のうち個人であって次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 市内に住所を有する者 (2) 市税を完納している者	振興作物の導入による収益性の高い農業生産構造への転換に必要な栽培管理用施設及び省エネルギー対策施設の整備費用	1 補助対象者が認定新規就農者である場合は、補助率は70パーセントとし、補助金限度額は200万円とする。 2 補助対象者が新規就農者及び新規作物導入者である場合は、補助率は50パーセントとし、補助金限度額は150万円とする。

	2 補助対象者が新規就農者である場合は、経営を開始した日から5年以内に補助金の交付を受けていない者 3 補助対象者が認定新規就農者である場合は、認定期間内に補助金の交付を受けていない者		3 補助対象者が規模拡大を図る者である場合は、補助率は30パーセントとし、補助金限度額は100万円とする。 4 補助対象者が省エネ・再エネに取り組む者である場合は、補助率は50パーセントとし、補助金限度額は100万円とする。
新規導入作物種子・種苗助成事業	農業者、新規就農者、認定農業者又は認定新規就農者であって次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 第8条第1項の規定による申請を行う年度（以下「申請年度」という。）以前に栽培したことがない振興作物及び作付転換奨励作物の種子・種苗を購入し、栽培及び販売を行う者（さくら	振興作物及び作付転換奨励作物の種子・種苗の購入費用	補助率は70パーセントとし、補助金限度額は20万円とする。

	市農業者の所得向上対策推進協議会が指定する作物を栽培する者を除く。) (2) 振興作物及び作付転換奨励作物を3年以上作付けしようとする者 (3) 市内に住所を有する者 (4) 市税を完納している者		
農業用機械等導入支援事業	1 農業者、新規就農者、認定農業者、認定新規就農者又は農業者で組織された団体で、かつ、振興作物及び作付転換奨励作物を3年以上継続して作付けしようとする者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 農業用機械等を購入し、当該農業用機械等を農作	農業用機械等の購入費用	補助率は50パーセントとし、補助金限度額は次に掲げるものとする。 (1) 農業者、新規就農者及び認定農業者 100万円 (2) 認定新規就農者 150万円 (3) 農業者で組織された団体 200万円

	物の栽培及び販売 を行うために使用 する者 (2) 市内に住所を 有する者 (3) 市税を完納し ている者 (4) 国又は栃木県 が行う農業の用途 に供する機械等の 購入費用の支援を 対象とした補助金 等を受けていない 者又は受ける予定 でない者 (5) 申請年度の前 年度（学校給食用 作物生産農業者で ある場合を除 く。）及び同一申 請年度内に補助金 の交付を受けてい ない者 2 補助対象者が新規 就農者である場合 は、経営を開始した 日から5年以内に補		
--	--	--	--

	助金の交付を受けていない者 3 補助対象者が認定新規就農者である場合は、認定期間内に補助金の交付を受けていない者 4 補助対象者が農業者、認定農業者（法人を除く。）及び農業者で組織された団体である場合は、次に該当するものとする。 （１） 申請年度において露地栽培の振興作物の作付面積を30アール以上（施設栽培にあつては2アール以上）若しくは50パーセント以上の作付面積を拡大しようとする農業者又は認定農業者 （２） 申請年度において露地栽培の振興作物の作付面積		
--	---	--	--

	を30アール（施設栽培にあつては2アール）に構成人数を乗じた数以上若しくは構成員全員の作付面積を50パーセント以上拡大しようとする農業者で組織された団体 （3） 申請年度において作付転換奨励作物の作付面積を1ヘクタール以上若しくは50パーセント以上の作付面積を拡大しようとする農業者又は認定農業者 （4） 申請年度において作付転換奨励作物の作付面積を1ヘクタールに構成人数を乗じた数以上若しくは構成員全員の作付面積を50パーセント以上の作付面積を拡		
--	---	--	--

	大しようとする農業者で組織された団体 5 補助対象者が農業者で組織された団体である場合は、当該農業者で組織された団体の構成員の全員が1の(1)から(5)までのいずれにも該当しなければならない。		
スマート農業推進支援事業	1 認定新規就農者又は認定農業者であつて次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 振興作物、 麦、大豆、そば、 飼料用米、飼料用 稲又は飼料用作物 を対象とする機械 又は設備を導入する者 (2) 市内に住所を有する者 (3) 市税を完納している者	スマート農業用機械等の購入費用	補助率は50パーセントとし、補助金限度額は200万円とする。

	(4) 国又は栃木県 が行う農業の用途 に供する機械等の 購入費用の支援を 対象とした補助金 等を受けていない 者又は受ける予定 でない者 2 補助対象者が認定 農業者である場合 は、補助対象事業の 実施年度の水田経営 面積が10ヘクタール 以上であって当該補 助対象事業の実施年 度の3年後までに振 興作物、麦、大豆、 そば、飼料用米、飼 料用稲又は飼料用作 物の作付面積を水田 経営面積の2割以上 拡大する者（経営耕 地面積が18ヘクタール以上の規模である 者を除く。） 3 補助金の交付は、 補助対象者につき1 回を限度とする。		
--	--	--	--

さつまいも作付拡大推進事業	補助対象事業の実施年度にさつまいもの栽培及び販売をしている農業者若しくは農業を営む法人又は農業者で組織された団体の構成員であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 補助対象事業の実施前年度及び当年度の営農計画書を市農業再生協議会に提出している者 (2) 市内に住所を有する者 (3) 市税を完納している者	1 さつまいもの作付面積の拡大に要する費用 2 主食用米からさつまいもへの作付面積の転換に要する費用	10アールにつき20,000円（1アール未満は切り捨てるものとする。）
学校給食地産地消推進事業	1 農業者、新規就農者、認定農業者、認定新規就農者又は農業者で組織された団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 学校給食作物生産農業者である者	1 給食用作物の種子・種苗の購入費用 2 給食用作物を保管する予冷库などの購入費用	1 補助率は70パーセントとし、補助金限度額は20万円とする。 2 補助率は50パーセントとし、補助金限度額は100万円とする。

	(2) 給食用作物を 3年以上継続して 作付けしようとする 者 (3) 市内に住所を 有する者 (4) 市税を完納し ている者 2 補助対象者が農業 者で組織された団体 である場合は、当該 農業者で組織された 団体の構成員の全員 が1の(3)及び(4) に該当しなければな らない。		
農産物販売促進支援事業	1 認定農業者、認定 新規就農者、農業を 営む法人又は農業者 で組織された団体で あって、次の各号の いずれにも該当する ものとする。 (1) 市内に住所を有 する者 (2) 市税を完納して いる者	1 農産物のインター ネット販売サイトを 開設又はモール型の 農産物のインターネ ット販売サイトへの 出店などに要する費 用 2 農産物の販売促進 につながるイベント 等への参加に要する 費用	1 補助率は50パーセ ントとし、補助金限 度額は20万円とす る。 2 補助率は50パーセ ントとし、補助金限 度額は3万円とす る。

	2 補助対象者が農業者で組織された団体である場合は、当該農業者で組織された団体の構成員の全員が1の(1)及び(2)に該当しなければならない。		
生分解性マルチ等導入促進事業	1 農業者、新規就農者、認定農業者、認定新規就農者、農産物販売農家又は農業者で組織された団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 市内に住所を有する者 (2) 市税を完納している者 2 補助対象者が農業者で組織された団体である場合は、当該農業者で組織された団体の構成員の全員が1の(1)及び(2)に該当しなければならない。	販売目的で栽培する農産物の生産に使用する生分解性マルチの購入費用	補助率は50パーセントとし、補助金限度額は次に掲げるものとする。 (1) 個人 5万円 (2) 法人 10万円